

補足説明書

- 1 初めて入札に付す施設はありません。
- 2 経済産業省（資源エネルギー庁）ホームページの「登録小売電気事業者一覧」は次のURLに掲載されています。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/
- 3 落札者が電力切り替え等の手続きを行うにあたり、当該手続きに必要な情報を函館市（入札担当部局）へ求めることができます。
- 4 検針結果の通知（電力供給約款第6条第3項関係）は、Webにより函館市（各施設担当部局）が使用電力量を確認できるものも可とします。
- 5 請求書（電力供給約款第8条関係）は送付によるものとします。
- 6 請求書の送付先は施設ごとに異なるため、請求書作成に必要な情報（送付先住所、部課名等）を入力するためのシートを落札者が作成し、函館市（入札担当部局）へ入力を求めてください。
- 7 請求書発行・送付等の経費は電力供給約款第7条に規定する電気料金に含むものとし、請求書発行・送付等の経費を別途函館市へ請求することはできません。